



発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
鬼久保課長	1 開会 開会を宣する。
齋藤会長	2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。
事務局（千葉）	3 議題 (当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を務める。) (1) 住民投票条例の骨子に対するパブリックコメントの結果について 資料1に基づき、パブリックコメントにおいて市民から提出された意見及び市の考え方について説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。御意見をお願いしたい。
A委員	投票資格者の要件については、提言書の内容も骨子と同様であったが、その理由は資料1のものとは違う。資料1の内容が市民推進会議の意思であると誤解されることはないか。
事務局（千葉）	パブリックコメントは市が実施しているものなので、そのように誤解されることはないと思う。
B委員	パブリックコメントを提出した人は、資料1の市の考え方に対して何か言っているか。
事務局（千葉）	本市におけるパブリックコメント制度では、意見に対する市の考えを直接に提出者へ回答するのではなく、骨子を公表していた場所で資料1の内容を公開することとしている。市の考えの公表はまだなので、意見提出者から何か言われたということはない。

事務局（千葉）	<p>(2) 市民参画条例骨子（案）の検討について</p> <p>市民参画条例の策定手続きが延期された経緯について説明を行った。</p>
齋藤会長	<p>事務局からの説明が終了した。事務局の説明で間違いないかご確認いただき、御意見をお願いしたい。</p>
B委員	<p>我々としても、提言書の内容が全て骨子に反映されるとは思っていなかった。ただ、提言書と骨子案とのすり合わせがなされず、骨子が決定したことに不信感を持った。</p> <p>また、骨子の内容は一部を除いて提言書の内容とは違っていたので、その内容が市民推進会議で検討を行った結果であると思われることは心外であった。</p> <p>市民参画条例は、市民が自ら進んで参画してまちづくりをしていこうというものなので、そのような方向で、改めて骨子案を作っていかなければならないと思う。</p>
齋藤会長	<p>骨子案を作った自治基本条例庁内推進チームは、今現在どのような検討をしているのか。</p>
事務局（千葉）	<p>条例の検討が一段落したので、昨年度末で活動を終了している。</p>
齋藤会長	<p>庁内推進チームで検討した骨子案は、今後の検討にどのようにかかわってくるのか。</p>
事務局（千葉）	<p>今後の検討では、事務局が提言書を基にたたき台を作成し、それを基に検討していただきたいと考えているので、今後の検討では庁内推進チームの骨子案を使う予定はない。</p>
A委員	<p>庁内検討チームの骨子案は、行政の視点から作成しているので、どのようにして住民を参画させるかというようにできている。一方で、提言書は市民の視</p>

<p>事務局（千葉）</p>	<p>点から考えて、どのようにしたら参画できるのかという形で作られている。その点が決定的に違うので、提言書の内容を踏まえて骨子の案を作れば、よりよい条例ができるのではないかと思う。</p> <p>事務局としては、条例として成立させなければならないので、提言書の考え方を踏まえながらも、できるものはできる、入れられないものは入れない、というスタンスでたたき台の作成を行っていく。ただ、皆さんにご検討いただく際には、なぜ入れることができなかつたのかをしっかりと説明させていただく。</p>
<p>B委員</p>	<p>以前の市民参画条例骨子案には、提言書の中にあつた「（仮称）市民参画協働推進会議の創設」と「（仮称）まちづくり協働センターの創設」が入つてなかつた。そのようになった理由を教えていただきたい。</p>
<p>事務局（千葉）</p>	<p>まず、「（仮称）市民参画協働推進会議の創設」については、条例に盛り込むことは可能であるが、自治基本条例の中にも会議の設置についての規定がある。自治基本条例と市民参画条例で別々の会議を作るのではなく、協働と参画を推進するための会議を、それらの条例とは別個の条例で設置するのがよいのではないかと考え、骨子には載せなかつた。</p> <p>また、「（仮称）まちづくり協働センターの創設」については、条例を審議する過程で、議会議員に対し、いつ、どこに、どのようなものを作るのか、また、予算はどうするのかという説明をしていかなければならない。そのようなことの検討がなく、財源の確保が不明確な中で、施設の設置を条例に盛り込むことはできない。そのようなことから、この事項についても骨子に載せることができなかつた。</p>
<p>B委員</p>	<p>初めからそのような説明をしてもらえればよかつた。</p>
<p>C委員</p>	<p>市民参画条例は、市民をまちづくりに参加させる、また市民が参加しやすくなるような条例にしなくてはならない。そのような考え方で条例の検討を進めていけたらよいのではないか。</p>

齋藤会長	<p>それでは、次回会議から市民参画条例の骨子案の検討を進めていくこととする。検討の方法について、事務局に説明をお願いする。</p>
事務局（千葉）	<p>資料2に基づき、検討の方法及びスケジュールについて説明を行った。</p>
齋藤会長	<p>事務局からの説明が終了した。御意見ををお願いしたい。</p>
D委員	<p>スケジュールは厳しいが、住民投票条例の時と同じようなやり取りをしながら進めていければよいと思う。市民がまちづくりに参加したくなるような条例づくりをしていきたい。</p>
B委員	<p>事務局がたたき台を作る際には、提言書の内容をよく読んで、考え方を確認したうえで作成していただきたい。そして、市としての考え方もしっかり示していただき意見交換していきたい。</p>
D委員	<p>委員の任期により、この会議は11月12日の会議が最後だとのことであるが、それまでに参画条例の検討が終了しなかったらどうするのか。</p>
事務局（千葉）	<p>それまでに検討が終わるように努めていく。また、任期中に検討が終わるように、会議の回数を増やすという方法もある。</p>
A委員	<p>自治基本条例市民推進会議は、11月の任期が終了したら解散となるのか。</p>
事務局（千葉）	<p>解散となる。ただ、自治基本条例の検証等もあるので、新たな会議を条例により設置する予定である。</p>
E委員	<p>提言書の提案は、もう少し具体的に検討すればよかったと思う。提言書の表現では、条例形式にしようとしても難しいのではないかと。4回の会議しかないが、なるべく具体的に検討していければと思う。</p>

齋藤会長	<p>参画条例の検討から時間が経過し、各委員の中でイメージが固まってきていると思うので、今後の検討で各委員からご意見を出していただければと思う。仮に、今回の条例骨子で、「(仮称)市民参画協働推進会議の創設」と「(仮称)まちづくり協働センターの創設」が明記できなければ、今後の提案として市に提出できたらよいのではないかと。</p>
F委員	<p>検討の時間は限られているが、たたき台と提言書とのすり合わせをしっかりと行うとのことなので、検討の時間は限られているがみんなですっきりと検討していきたいと考えている。</p>
G委員	<p>時間をおいて、改めて提言書の内容を確認してみると、漠然としている部分もあるので、条例に盛り込むことが難しいということも少しわかる気がする。今後の検討の中で、条例に入れやすい部分、入れられる部分を少しでも作っていききたい。今回は難しくても次につながるような種を蒔くことができればと思っている。</p>
H委員	<p>参画を進めることが目的なので、条例に盛り込めるものと、そうでないものについて、しっかりと意見交換をしながら進めていければよいと思う。</p>
齋藤会長	<p>それでは、次回以降の会議では、事務局が作成するたたき台を基に、骨子案の検討を進めることとする。</p>
齋藤会長	<p>(3) その他</p> <p>その他について、各委員又は事務局から何かあればお願いしたい。 (各委員、事務局ともになし)</p>
齋藤会長	<p>本日の議題は以上で終了した。進行を事務局にお返しする。</p>
鬼久保課長	<p>4 事務連絡</p> <p>事務連絡について、担当から説明させる。</p>

事務局（千葉）	前回会議の会議録及び次回会議の日程について説明を行った。
鬼久保課長	ただ今の説明に対して御意見があればお願いしたい。 (特になし)
鬼久保課長	5 閉会 閉会を宣する。

